

令和3年度12月補正予算について

注：◎は新規施策分
○は大幅増額分
()は累計額
単位：千円

1. この冬を乗り越えるための応援策 4, 148, 699
- (1) 人流回復に向けた事業者等への支援 2, 728, 681

- 1 ○ えひめ版応援金事業費(経済労働部 産業政策課) 1, 592, 984 (5,905,749)

年末年始等で人流増加が見込まれる中で、資金需要の高まる年末を迎え厳しい経営環境にある事業者の感染対策や事業継続を支援するため「第3弾えひめ版応援金」を支給する。

対象者 10～12月の売上げが減少した県内中小企業者等
時短要請の対象となった松山市の飲食店等は除く
対象経費 感染対策や事業の維持・継続に要する経費
支給額 中小企業者等 10万円、個人事業主 5万円
委託先 民間事業者
(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当)

- 2 ○ 愛顔の安心飲食店感染対策強化促進事業費(経済労働部 経営支援課) 574, 556 (825,650)

県民が一層安心して飲食店を利用できるよう、飲食店が行う感染対策の強化・促進の取組みに必要な経費を奨励金として支給し、感染拡大防止と地域経済活動維持の両立を図る。

感染対策強化奨励金
対象者 既に「愛顔の安心飲食店認証制度」の認証を受けている飲食店
対象経費 感染対策強化に要する経費
申請受付期間 3年11月下旬～4年1月末
支給額 15万円/店舗

感染対策促進奨励金
対象者 「愛顔の安心飲食店認証制度」の認証を新たに受ける飲食店
対象経費 感染対策の基本となる消耗品等の購入に要する経費
申請受付期間 3年11月下旬～4年1月末
支給額 15万円/店舗

※感染対策マネジメントリーダー設置への奨励金5万円との併給可
委託先 民間事業者
(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当)

- 3 ◎ 繁華街・歓楽街安全対策費(警察本部) 13, 741

感染収束後も安心して楽しむことができる繁華街・歓楽街とするため、安全対策カメラを整備して健全な営業活動の点検や犯罪の取締りを推進するとともに、広報啓発活動を行う。

安全対策カメラの整備
□ 遠隔地でのリアルタイムな映像の確認等が可能な可搬式カメラ
広報啓発活動
□ 商店街内のストリートビジョンや吊り広告による注意喚起
□ 統一ベストを着用した官民一体となったパトロール

- 4 ◎ 公共交通運行継続特別支援事業費(企画振興部 地域政策課) 544, 100

感染症の影響により、厳しい経営状況となっている県内公共交通事業者の運行継続に対して支援を行うことで、公共交通の維持・活性化を図る。

対象者 輸送収入が減少した県内公共交通事業者
支給額 鉄軌道事業者 90万円/両、乗合バス事業者 60万円/台
航路事業者 60～910万円/隻
(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当)

5 ◎ デジタル実装インフラ実証事業費(企画振興部 スマート行政推進課) 3, 300

デジタル技術を活用して本県の地域課題を解決するため、基盤となる高速無線通信網のエリア整備に向けた設置環境に応じたアンテナ性能等の事前調査を行う。

内容	デジタル技術の実証フィールドとして想定される山間部、沿岸部、市街地等への高速無線通信網基地局の設置(3か所) 基地局から発信される電波の受信状況等の測定
委託先	民間事業者

(2)医療提供体制等の充実 1, 420, 018

6 新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保事業費(保健福祉部 医療対策課) 981, 571 (15,470,998)

患者受入病床数を最大311床に拡充したことに伴い、重点医療機関における病床確保協力金を増額する。

補助対象	入院病床確保のための空床補償
負担区分	国10/10

7 ○ 新型コロナウイルス感染症特定業務従事者慰労金給付事業費 (保健福祉部 健康増進課) 111, 000 (177,000)

感染症対応の最前線で奮闘している医療従事者に対し、県独自の慰労金を給付する。

対象者	感染症患者を受け入れた医療機関・宿泊療養施設に勤務する者、かつ2年7月1日以降にレッドゾーン又はイエローゾーンで業務を行った者
給付額	5万円/人 (新型コロナウイルス感染症対策応援基金を充当)

8 ○ 新型コロナウイルス感染症対策応援基金積立金(総務部 総務管理課) 86, 457 (182,444)

感染症対策の充実を図るため、個人・法人からの寄附金を積み増す。

基金名	愛媛県新型コロナウイルス感染症対策応援基金
積立金	個人・法人からの寄附金、基金利子
事業内容	医療・福祉面での対策の充実、企業支援 など

9 ◎ 私立学校感染症対策経費特別補助金(総務部 私学文書課) 240, 990

私立学校における感染拡大防止を図るため、感染症対策に特別に要した経費を助成する。

実施主体	私立中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校、幼稚園の設置法人
補助対象	教職員人件費、教育研究費、管理費などの感染症対策に要する経費
補助上限	生徒1人当たり14千円(ただし、幼稚園は1施設当たり500千円)
対象	生徒数 14,785人 幼稚園数 68施設 (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当)

- 10 ○ 豚熱等防疫強化緊急対策事業費(農林水産部 畜産課) 29, 883 (52,371)
- 豚熱の予防的ワクチン接種推奨地域に指定されたことに伴う県内飼養豚等へのワクチン接種を継続実施し、発生予防を図る。
- 内容 新たに生まれる子豚等へのワクチン接種の実施及びワクチン接種に必要な資材等の整備
 - 負担区分 国10/10・1/2 県10/10・1/2
- 11 ○ 加工食品輸出基盤整備支援事業費(経済労働部 産業政策課) 24, 475 (29,724)
- 台湾、アメリカ、香港への加工食品の輸出拡大に向けた機器整備等を支援する。
- 事業主体 食品加工事業者(2者)
 - 補助対象 輸出先のニーズに対応した機器整備等に要する経費
 - 補助率 国3/10
- 12 ○ 産業技術研究所試験研究機器整備事業費(経済労働部 産業創出課) 26, 062
- 産業技術研究所における試験研究機能を向上させるため、必要な機器を整備する。
- 食品産業技術センター
 - 整備機器 ガスクロマトグラフ質量分析計
 - 紙産業技術センター
 - 整備機器 X線CT、ゼータ電位計
 - 負担区分 国10/10
- 13 ○ 農業試験分析機器等整備費(農林水産部 農産園芸課) 15, 818
- 高品質で安定した農産物生産に資する試験研究等のため、必要な機器を果樹研究センターに整備する。
- 整備機器 超微量分光光度計、超低温フリーザー、デジタルマイクロスコープ など
 - 負担区分 国10/10
- 14 畜産研究センター施設機器整備事業費(農林水産部 畜産課) 1, 392
- 自給飼料分析体制の強化のため、必要な機器を畜産研究センターに整備する。
- 整備機器 振とう機、電気マッフル炉、純水製造装置
 - 負担区分 国10/10
- 15 水産試験分析機器等整備費(農林水産部 水産課) 3, 044
- 伊方原子力発電所温排水影響調査のため、必要な機器を栽培資源研究所に整備する。
- 整備機器 多項目水質計
 - 負担区分 国10/10
- 16 ◎ 特別支援学校教育設備整備事業費(教育委員会 特別支援教育課) 2, 599
- 聴覚障がいのある乳幼児・児童生徒の教育相談体制充実のため、必要な機器を宇和特別支援学校に整備する。
- 整備機器 補聴器フィッティングシステム
 - 負担区分 国10/10
- 17 ○ 特別支援学校ICT活用学習環境充実事業費(教育委員会 特別支援教育課) 7, 910 (15,426)
- 児童生徒が個々の障がいの状態等に応じて一人1台端末をより安全・効果的に活用するため、障がいに応じた入出力支援装置を追加整備し、学習環境の更なる充実を図る。
- 整備機器 タイピング時の身体を固定する器具、点字プリンタ など
 - 負担区分 国10/10

3. 人事委員会勧告に基づく給与改定

△1, 478, 222

18 職員給与改定費

△1, 471, 774

人事委員会勧告に基づき職員給与を改定する。

一般会計	(21,485人)		△ 1,267,508 千円
一般職員	(4,232人)		△ 270,949 千円
警察職員	(2,889人)		△ 181,443 千円
小学校職員	(5,016人)		△ 340,730 千円
中学校職員	(2,879人)		△ 196,525 千円
県立中等教育学校職員	(214人)		△ 14,745 千円
高等学校職員	(2,608人)		△ 183,860 千円
特別支援学校職員	(1,056人)		△ 66,640 千円
会計年度任用職員	(2,591人)		△ 12,616 千円
企業会計	(2,734人)		△ 204,266 千円
一般職員	(2,068人)		△ 194,094 千円
会計年度任用職員	(666人)		△ 10,172 千円

19 特別職期末手当改定費

△6, 448

期末手当の年間支給割合の引下げ			
年間3. 35月分 → 3. 25月分 (0. 10月分減)			
一般会計 (52人)		△ 6,328 千円	
企業会計 (1人)		△ 120 千円	

[人事委員会勧告に基づく職員給与改定の概要]

1 期末手当の年間支給割合の変更

(特定幹部職員を除く一般職員等)

期末・勤勉年間支給割合	4. 45月分	→	4. 30月分 (0. 15月分減)
期末手当	2. 55月分	→	2. 40月分 (0. 15月分減)
12月期	1. 275月分	→	1. 125月分 (0. 15月分減)
勤勉手当	1. 90月分 (据置き)		

※4年4月1日以降は、6月期、12月期ともに1.20月分とする。

※特定幹部職員についても、年間支給割合を同様に変更する。

(会計年度任用職員)

期末手当年間支給割合	2. 55月分	→	2. 50月分 (0. 05月分減)
12月期	1. 275月分	→	1. 225月分 (0. 05月分減)

※4年4月1日以降は、6月期、12月期ともに1.25月分とする。

2 実施時期 3年12月1日